

大田市災害対策本部規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月10日

大田市長 **楯野弘和**

## 大田市規則第6号

大田市災害対策本部規則の一部を改正する規則

大田市災害対策本部規則（平成17年大田市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（分掌業務）

第4条 対策本部に次の部を設け、分掌業務を管理する。

### (1) 総務部

- ア 対策本部及び対策本部事務局の設置及び運営に関する事項
- イ 応急措置及び救助業務の連絡及び調整に関する事項
- ウ 島根県災害対策本部、関係官公署その他の防災関係機関との連絡及び報告に関する事項
- エ 被害状況の調査及び報告に関する事項
- オ 災害支援の受付及び調整に関する事項
- カ 避難情報の発令、周知及び避難者誘導に関する事項
- キ 職員の配置、安否確認及び労務管理に関する事項
- ク 職員の移動手段確保に関する事項
- ケ 被災者生活相談に関する事項
- コ 食糧その他の救助物資の給与に関する事項
- サ 家屋被害調査及びり災証明に関する事項

### (2) 地域対策部

- ア 避難所の設置及び運営に関する事項
- イ 被害情報等の広報に関する事項
- ウ 通信網の復旧及び運用に関する事項
- エ 支所の運営に関する事項

オ 物資の調達及び輸送に関する事項

(3) 土木部

ア 施設及び設備の応急災害対策に関する事項

イ 道路、河川、港湾、海岸及び水路等の応急災害対策に関する事項

ウ 建築物の応急危険度判定及び家屋被害調査に関する事項

(4) 産業対策部

ア 農林水産業及び商工観光業等の応急対策に関する事項

(5) 福祉部

ア 避難行動要支援者の避難及び救護に関する事項

イ 社会福祉施設の被災状況の把握に関する事項

ウ 災害救助法及び被災者生活再建支援法等の法令に基づく被災者支援に関する事項

エ 保育施設の応急災害対策に関する事項

オ 応急保育に関する事項

カ り災保育施設及びり災児童の保健衛生に関する事項

キ 保育園等での避難所開設時の協力に関する事項

(6) 医療部

ア 応急救護に関する事項

イ 他の医療機関への応援要請及び連絡調整に関する事項

(7) 衛生部

ア 衛生関係施設の応急災害対策に関する事項

イ 防疫清掃に関する事項

ウ 災害廃棄物の撤去及び処理に関する事項

(8) 上下水道部

ア 飲料水の供給に関する事項

イ 上下水道施設の応急災害対策に関する事項

(9) 教育部

ア 教育施設の応急災害対策に関する事項

イ 応急教育に関する事項

ウ り災教育施設及びり災児童生徒の保健衛生に関する事項

- エ 学校等での避難所開設時の協力に関する事項
- オ 文化財の応急災害対策に関する事項
- カ 食料の確保、炊き出し及び配給に関する事項

(10) 消防部

- ア 消火、防火及び水防に関する事項
- イ 救助及び救出等人命救助に関する事項
- ウ 危険箇所の補修及び除去に関する事項

- 2 部の業務を分掌させるため、各部に班を置く。
- 3 対策本部に次のとおり支部を置く。

支部名	担当区域	事務所の場所	付記
(各まちづくりセンター所在地名) 支部	各まちづくりセンターの管轄区域	各まちづくりセンター	事務所の場所は、状況により対策本部長の指示により変更することができる。

- 4 支部は、対策本部の指示のもと、担当区域内における次の業務を行う。
  - (1) 被害に対する応急措置並びに被害状況の調査及び報告に関する事項
  - (2) 諸情報の収集及び連絡に関する事項
  - (3) 避難所の開設及び運営に関する事項
  - (4) その他、対策本部が指示する事項
- 5 支部に支部長その他の職員（次項において「支部長等」という。）を置く。
- 6 支部長等は、対策本部長が指名する。
- 7 支部長は、支部員を指揮し、支部の業務を処理する。
- 8 本部、支部の業務を支援し、物資の輸送及び避難所運営を円滑に行うため、ブロック応援隊を設ける。
- 9 ブロック応援隊は、対策本部の指示により業務を行う。
- 10 ブロック応援隊に隊長その他の職員（次項において「隊長等」という。）を置く。

1 1 隊長等は、対策本部長が指名する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。